

議案第 22 号

琴浦町光ファイバーネットワーク施設利用条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町光ファイバーネットワーク施設利用条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和 2 年琴浦町条例第 号

琴浦町光ファイバーネットワーク施設利用条例を廃止する条例

琴浦町光ファイバーネットワーク施設利用条例(平成 16 年琴浦町条例第 151 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。